

## 第4節 市民税課

### 〔総括概要〕

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善にみられるように好循環が広がりつつある中で、新興国経済等の海外経済の弱さや資源価格の低下等の動きが一服したこと等により、企業の業況観も改善をみせ、生産面を中心に緩やかな回復基調が続いている。しかし、企業の設備投資や個人消費といった支出面への波及はまだ十分ではない。

このような中、自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。

平成28年1月からは、市民の利便性向上のため個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、所得証明書及び住民税決定証明書のコンビニ交付サービスを開始した。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人住民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また、一層の税収確保に向けて、県税事務所と共同で、未申告法人の活動状況調査や申告指導を実施した。加えて、所得税源泉徴収義務のある事業者に対し、県内全市町で平成27年度から個人住民税の特別徴収一斉指定を実施した。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

### 税政係

#### 1 調定額

（単位：千円）

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	10,248,436	10,196,927
軽自動車税	427,036	357,910
市たばこ税	1,158,954	1,194,364
鉱産税	3,009	3,029
入湯税	12,054	12,860
国民健康保険税	6,354,229	6,536,227
後期高齢者医療保険料	1,219,971	1,160,415
介護保険料	2,905,831	2,810,535

2 賦課状況

(1) 軽自動車税 (4月1日現在)

車種		区分		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
					非課税	減免		
原動機付自転車	50cc以下			6,414	58	2	6,354	12,708
	51cc～90cc			500	1	—	499	998
	91cc～125cc			698	13	—	685	1,644
	ミニカー			112	—	—	112	414
	小計			7,724	72	2	7,650	15,764
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車			2,040	4	1	2,035	7,326
	三輪車			1	—	—	1	5
	四輪車	乗用	自家用	27,203	57	479	26,667	192,003
			営業用	9	—	3	6	33
		貨物	自家用	7,381	46	86	7,249	28,996
			営業用	155	—	1	154	462
	新税率適用分	乗用	自家用	132	—	4	128	1,382
			営業用	—	—	—	—	—
		貨物	自家用	374	3	4	367	1,835
			営業用	17	—	—	17	65
	重課適用分	乗用	自家用	5,625	11	138	5,476	70,640
			営業用	1	—	—	1	8
		貨物	自家用	5,186	26	66	5,094	30,564
			営業用	33	—	—	33	149
	50%軽課適用分	乗用	自家用	972	—	28	944	5,098
			営業用	—	—	—	—	—
		貨物	自家用	—	—	—	—	—
			営業用	—	—	—	—	—
	25%軽課適用分	乗用	自家用	1,056	2	36	1,018	8,246
			営業用	1	—	—	1	5
		貨物	自家用	89	4	4	81	308
			営業用	6	—	—	6	17
	小型特殊	農耕作業用		7,352	16	1	7,335	17,597
フォークリフト等		463	2	—	461	2,720		
小計			58,096	171	851	57,074	367,459	
二輪の小型自動車			2,833	22	—	2,811	16,866	
合計			68,653	265	853	67,535	400,089	

## (2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一般品	215,723,917	1,055,709	214,668,208	1,129,689,345
旧三級品	10,147,300	7,900	10,139,400	29,114,502
手持ち品	348,068	0	348,068	149,669
合 計	226,219,285	1,063,609	225,155,676	1,158,953,516

※平成28年4月税率改正により旧三級品の手持ち品課税が行われた。

## (3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	32,022	9,606,600	-	-
ドロマイト	221,836	88,734,400		
石灰石 第2類	651,405	162,851,250		
珪 石	89,976	44,988,000		
合 計	995,239	306,180,250	306,161	3,009,200

## (4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	236,058	11,802,900
宿 泊	150	1,671	250,650
合 計	-	237,729	12,053,550

## 3 諸証明等の交付(栃木地域分)

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	29,254	759	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円</li> <li>・土地及び建物の評価証明 1件につき200円</li> <li>ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし1件増すごとに100円を加算する。</li> <li>・住宅用家屋証明 1件につき1,300円</li> </ul>
公簿閲覧	3,487	2,011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産台帳の閲覧 1冊につき200円</li> <li>・公簿等の写し 1枚につき200円</li> </ul>
合 計	32,741	2,770	

市民税第1係

市民税第2係

(平成28年度課税状況調より)

1 個人市民税賦課状況 (7月1日現在)

(1) 所得区分別市民税額調

(単位:千円)

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額					
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分離譲渡	
所得金額	203,157,818	171,136,770	8,475,852	1,513,340	16,864,785	5,167,071	
所 得 控 除 額	雑 損	52,491	29,156	741	682	3,283	18,629
	医 療 費	1,401,784	804,824	105,606	39,516	383,584	68,254
	社会保険料	35,780,900	31,504,604	1,247,913	262,827	2,357,826	407,730
	小規模企業共済等掛金	569,044	331,809	165,494	4,881	37,004	29,856
	生命保険料	2,475,326	2,132,840	106,171	19,060	189,848	27,407
	地震保険料	92,108	61,144	5,837	4,700	17,575	2,852
	障 害 者	658,200	432,540	36,520	10,240	159,700	19,200
	寡 婦	341,600	271,700	9,280	1,340	54,300	4,980
	寡 夫	44,200	37,180	2,600	260	3,900	260
	勤労学生	780	780	—	—	—	—
	配 偶 者	5,513,810	3,857,220	166,890	18,320	1,391,210	80,170
	配偶者特別	472,930	377,530	18,400	1,670	72,750	2,580
	扶 養	6,052,310	5,251,030	348,720	96,810	265,590	90,160
	同居特別障害者	148,350	116,150	9,430	3,220	16,560	2,990
基 礎	23,595,660	19,138,680	869,880	152,790	3,175,920	258,390	
計	77,199,493	64,347,187	3,093,482	616,316	8,129,050	1,013,458	
課税標準額	130,234,038	106,789,583	5,382,370	897,024	8,735,735	8,429,326	
税 額	算出税額	7,685,655	6,405,043	322,838	53,805	523,789	380,180
	調整控除額	152,686	119,290	6,435	1,347	24,297	1,317
	配当控除額	5,056	1,582	50	8	2,693	723
	住宅借入金等 特別税額控除	105,113	102,215	2,443	68	210	177
	寄附金税額控除	29,947	20,089	2,190	18	1,033	6,617
	外国税額控除	1	—	—	—	—	1
	税額調整額	1,141	777	176	12	176	—
	配当割額等控除額	8,047	770	117	4	2,208	4,948
	減免税額	116	116	—	—	—	—

所得割額	7,375,265	6,159,977	311,409	52,348	492,908	358,623
均等割額	281,211	220,388	11,536	2,121	47,166	—
市民税額合計	7,656,476	6,380,365	322,945	54,469	540,074	358,623
市民税負担割合(%)	100	83.3	4.2	0.7	7.1	4.7
納税義務者数(人)	80,346	62,740	3,276	601	12,946	783
所得割人数(人)	71,502	57,996	2,636	463	9,624	783

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,397	2,091,465	2,101,231	66,896	61,734
10万円を超え100万円以下	26,367	35,767,368	14,881,789	879,406	806,418
100 " 200 "	21,039	51,861,749	30,824,694	1,834,988	1,727,846
200 " 300 "	10,235	38,725,083	25,246,425	1,507,140	1,440,876
300 " 400 "	5,387	27,526,455	18,852,151	1,124,918	1,107,289
400 " 550 "	3,045	19,515,426	14,233,972	845,408	833,751
550 " 700 "	892	7,263,357	5,530,517	330,414	326,662
700 " 1,000 "	553	5,659,305	4,658,761	275,439	269,789
1,000万円を超える金額	587	14,747,610	13,904,498	821,046	800,900
合計	71,502	203,157,818	130,234,038	7,685,655	7,375,265

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	67	26	54	5	26	23	16	1
1万円を超え2万円以下	33	8	35	4	11	20	9	3
2 " 3 "	28	9	46	5	17	24	2	1
3 " 4 "	32	10	30	2	10	18	4	5
4 " 5 "	36	13	36	1	15	20	6	3
5 " 6 "	34	12	31	5	9	17	—	—
6 " 7 "	37	12	46	1	21	24	—	—
7 " 8 "	35	15	23	1	8	14	37	7
8 " 9 "	29	18	32	5	11	16	—	—
9 " 10 "	48	18	34	2	11	21	—	—
10 " 15 "	254	115	213	14	81	118	31	12
15 " 20 "	284	121	244	11	109	124	26	4
20 " 25 "	355	142	258	13	102	143	—	—
25 " 30 "	302	136	264	30	89	145	108	26
30 " 40 "	626	251	453	31	167	255	—	—

40 # 60 #	1,195	418	1,000	65	343	592	123	21
60 # 80 #	1,197	352	1,008	53	334	621	94	11
80 # 120 #	1,990	377	1,699	103	587	1,009	144	38
120 # 160 #	1,836	172	1,473	76	487	910	127	29
160 # 200 #	1,520	65	1,327	65	425	837	114	15
200万円を超える金額	6,399	162	7,076	421	1,799	4,856	705	88
合 計	16,337	2,452	15,382	913	4,662	9,807	1,546	264

## 2 法人市民税賦課状況

### 均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,110
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	32
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	547
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	53
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	118
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	31
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	144
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	9
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	23
合 計			4,067

## 保険係

### 1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

#### (1) 医療保険分の状況

##### ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 510,000円
- ・ 所得割 7.4/100
- ・ 資産割 11/100
- ・ 均等割 27,000円
- ・ 平等割 24,000円
- ・ 課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	19,016	15,609	42,696	24,796
退職世帯	629	582	1,033	480
合 計	19,645	16,191	43,729	25,276

## イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,196	3,429	2,777	12,402	762
退職世帯	95	72	73	240	2
合計	6,291	3,501	2,850	12,642	764

## ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,796	42,696	3,152,878,942	127,153	73,845
退職世帯	480	1,033	78,650,858	163,856	76,138
合計	25,276	43,729	3,231,529,800	127,850	73,899

## (2) 後期高齢者支援金分の状況

## ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 160,000円
- ・所得割 2.9/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 9,000円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	19,016	15,609	42,696	24,796
退職世帯	629	582	1,033	480
合計	19,645	16,191	43,729	25,276

## イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,196	3,429	2,777	12,402	1,099
退職世帯	95	72	73	240	2
合計	6,291	3,501	2,850	12,642	1,101

## ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,796	42,696	1,105,665,797	44,590	25,896
退職世帯	480	1,033	27,991,203	58,315	27,097
合計	25,276	43,729	1,133,657,000	44,851	25,925

## (3) 介護保険分の状況

## ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 140,000円
- ・所得割 1.6/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 8,000円
- ・平等割 7,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	6,811	4,842	13,380	10,807
退職世帯	341	320	624	474
合計	7,152	5,162	14,004	11,281

## イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,213	1,264	1,089	4,566	197
退職世帯	82	67	78	227	2
合計	2,295	1,331	1,167	4,793	199

## ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	10,807	13,380	331,130,540	30,640	24,748
退職世帯	474	624	16,469,260	34,745	26,393
合計	11,281	14,004	347,599,800	30,813	24,821

## (4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	22,592	4,260,631,300
特別徴収対象世帯	5,465	452,155,300
合計	28,057	4,712,786,600

2 後期高齢者医療保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・ 賦課限度額 570,000円
- ・ 所得割 8.54/100
- ・ 均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額（円）			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
38,880	36,720	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数（人）	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円) × 8.54% + 43,200円	1,377	6,147
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下。（その他所得がない場合）均等割額が9割軽減。	413	3,606
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下。 均等割額が8.5割軽減。	224	3,324
5割軽減	世帯の合計所得が33万円+(26.5万円×被保険者数)以下。均等割額が5割軽減。	153	1,784
2割軽減	世帯の合計所得が33万円+(48万円×被保険者数)以下。均等割額が2割軽減。	150	1,766
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額が免除、均等割額が9割軽減。	270	3,165
合 計		2,587	19,792

(3) 後期高齢者医療保険料調定額

区分	被保険者（人）	調定額（円）
普通徴収対象者	2,587	368,299,400
特別徴収対象者	19,792	815,214,200
合 計	22,379	1,183,513,600

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対象者	被保険者数（人）		年間保険料（円）
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>・ 生活保護の受給者</li> <li>・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	1,090	6,206	27,540

第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	101	2,728	39,700
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	87	2,418	45,900
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	791	8,969	52,000
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	141	7,043	61,200
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	521	7,723	73,400
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	309	5,021	79,500
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	309	3,089	91,800
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	56	613	107,100
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	32	225	122,400
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	67	400	137,700
合 計		3,504	44,435	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	3,504	171,045,780
特別徴収対象者	44,435	2,650,952,960
合 計	47,939	2,821,998,740